

# 公益財団法人山梨県スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人山梨県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの振興を図ること。
- (2) 競技力の向上を図ること。
- (3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること。
- (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること。
- (5) スポーツ指導者を育成すること。
- (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること。
- (7) スポーツ少年団を育成すること。
- (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること。
- (9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること。
- (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること。
- (11) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと。
- (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業については、山梨県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) レストラン、売店、自動販売機等の利便施設の運営を行うこと。
- (2) その他公益目的事業を推進するため必要な事業を行うこと。

### 第3章 財産及び会計

#### (基本財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

#### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算等)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 評議員及び役員の名簿

(3) 評議員及び役員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員40名以上95名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 体育・スポーツ団体の加盟、脱退及び除名の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名押印する。

## 第6章 役員等

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き8名以内を副会長、1名を専務理事とすることができます。
- 3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

- 3 理事は、この法人の評議員又は監事を兼ねることができない。
- 4 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事が第20条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第25条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知とともに、解任の決議を行う評議員会において、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、当該役員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第1項に規定する決議のみにて解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員には、評議員会の決議により別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(名誉会長、名誉副会長、顧問、参与)

第27条 この法人に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、理事会の推举により会長が委嘱する。

3 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、この法人の運営について意見を述べることができる。

4 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 監事から法令の定めに基づき、会長に理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

#### (議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第30条第3項第3号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

#### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

#### (決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

#### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

### 第8章 競技力向上対策本部

#### (競技力向上対策本部)

第36条 この法人に、競技力向上対策本部を置く。

2 競技力向上対策本部は、第4条第1項第2号及び第3号、その他これらに関連する事業について、理事会の決議に基づき行うものとする。

3 競技力向上対策本部についての必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第9章 専門委員会

#### (専門委員会)

第37条 この法人に、各種専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第10章 加盟団体

#### (加盟団体)

第38条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

(1) 県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であつて、この法人に加盟したもの

- (2) 各地域におけるスポーツを総合的に統轄する市町村体育協会等であって、この法人に加盟したもの
  - (3) 前2号に定めるもののほかスポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの
- 2 この法人に加盟しようとする団体は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て加盟することができる。

(分担金)

第39条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年度納入しなければならない。

- 2 既納の分担金は、理由のいかんにかかわらず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第40条 加盟団体は次の事由により、その資格を失う。

- (1) 脱退
- (2) 除名
- (3) この法人の解散

(脱退)

第41条 加盟団体で脱退しようとするときは、会長に対して理由を付した脱退届けを提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(除名)

第42条 加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得てこれを除名することができる。

- (1) 分担金を納入しないとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又この法人の目的に背く行為のあったとき。
- (3) 前各号のほか、この法人の加盟団体として義務に違反したとき。

(加盟及び脱退必要事項)

第43条 加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、この定款に定めるものほか理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第12条についても適用する。

### (解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、山梨県又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、山梨県又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

### (公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第14章 補則

### (委任)

第50条 この定款の施行について定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

横内正明、土屋 直、瀧田武彦、宮島雅展、芦澤敏久、望月三千雄、秋山義宏  
飯田忠子、一瀬文昭、市村一司、今井立史、上野敦男、岡部和子、栗原雅智  
小林克宏、斎藤智雄、清水卓司、清水 満、高野 剛、瀧沢博道、田草川光男  
長久保忠雄、西室泰照、野口英一、堀内拓三、松田幸雄、皆川 巍、向山敏宏  
山井今朝雄、山下 茂、山田季佳、依田公彦、

監事

早川芳文、田中佑幸

4 この法人の最初の会長は横内正明、副会長は土屋 直、瀧田武彦、宮島雅展、芦澤敏久  
専務理事は望月三千雄とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

半田昌一、千野一也、埴原喜久男、天野祐治、高井道治、渡辺 勉、遠藤俊郎  
中山充徳、原田裕二、小宮山 稔、野明春二、川島 悠、高村久志、新谷時男  
保坂晴稔、古屋孝徳、白倉一民、窪田包久、森岡博文、中嶽和久、向山 修  
臼井成夫、飯塚益次郎、岡 政吉、内藤信司、大石正夫、土屋清博、田辺文得  
岡田 隆、小林 繁、吉成 謙、金澤 実、中庭 忍、小林一英、小池栄蔵  
藤木成弘、加々美富明、坂本 強、秋元芳武、鷹野 進、田辺美一、風間 隆  
内藤高正、関本正志、渡辺豊美、金丸光太郎、河口喜久雄、三科 清、味藤哲雄  
依田武雄、佐藤博水、松野正士、菅谷 信、末木隆義、渡辺 悟、吉澤政次  
奥山 実、山口英秋、藤嶋英毅、野田正俊、秋山九一、田中 實、武田光男  
鈴木史郎、広瀬定昭、中沢賢次、河西 強、望月久弘、松浦 隆、山本昭和  
雨宮俊夫、堀之内法政、出羽芳正、楳田則夫、長田実与、相浦和朗、渡辺茂富  
古谷三千夫、奥秋正次、岡部政幸

附 則 この定款は、平成28年4月1日から施行する。

なお、公益財団法人山梨県体育協会評議員選定委員会設置・運営規程は廃止する。

附 則 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この定款は、令和3年6月18日から施行する。

附 則 この定款は、令和3年12月16日から施行し、同年6月19日から適用する。

附 則 この定款は、令和6年6月20日から施行する。